

平成 30 年 第 6 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

平成30年6月25日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

平成30年6月25日(月) 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	<del>11番 西村 功</del>	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(1名)

11番 西村 功

○ 議事録署名委員

3番 酒井 一義      4番 井口 英昭

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第32号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村	正宣
次長	大野	秀悟
主任	出口	大悟
主査	井上	幸代

○ 閉会

午後3時55分

午後3時05分 開会

局長 (竹村 正宣君)

ただいまから平成30年第6回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

堺澤会長、あいさつをお願いします。

会長 (堺澤 豊君)

どうも、皆さん、こんにちは。

今、県の小野係長さんから食と農業農村振興計画と農村女性チャレンジプランの説明があったんですが、長野県も、もう一つ全体的なあれとしてしあわせ信州創造プラン2.0っていう計画があります。それと食農が2本柱で進んでおるわけです。農政部の関係で農村女性のチャレンジプランが出てきていると、そんなふうに理解をいただければいいのかなと思っています。

実は、昨晚、私どもの地区でちょっと定例の会議をやりまして、そのときにいろんな話が出てきたんですが、一つ農協の話で、井口理事さんには非常に申しわけないんですが、「おい、農事部で、みんなうちの集落で農協の総代さんって誰がなったのかみんなわかっているのかい。」という話になって、それは誰も知らないという話が出てきちゃって、農協の総代も実は選挙なんですね。大体定数でやるから無投票で決まるんですが、そんな話で、「いや、それは農協の総代が誰だか知らないし、農協にいろいろ物を言ったって、それは物の言いようがねえなあ。」と、5月25日、26日ですか、総代会があったけれども、女性の総代の皆さんが非常に多くないんです。総代会はしゃんしゃんで終わるとは思いますけれども、いずれにしても大きなJAの方針を決める総代会ですんで、大変重要な会議ですけれども、それに参加をしている総代が誰だか知らないっていうような今の実態なのかなあっていうふうに思ったのと同時に、我々とあわせて考えて見ますと、本当に農家の皆さんたち、農業委員の皆さん知らないっていう人はそうはいないんだろうとは思いますが、本当に相談相手として、やっぱり頼りにされているのかなあっていうことを考えたときに、やはり私どもは、やはりきちんと、そういった相談や、そういう対応できる、やっぱり力をつけていかなきゃなりませんし、そんなときになっておるのかなあというふうに思っております。新しい委員会ができてからもうじき一年になるわけですが、ですから、少しそこら辺を気にしながら、やはり活動していくことは大切かなあというふうに思っております。

これから、夏から秋にかけていろんな事業が計画を予定しています。御理解いただきながら、そんな点でともに頑張れたらというふうに思っています。よろしくをお願いします。

簡単ですけれども、一言ごあいさつにさせていただきます。

局 長

大変御苦労さまです。

(竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を 12 番 上田佳子委員、お願いします。

1 2 番

(上田 佳子君)

上田です。きょうは難しいことは言えません。私のことについてお話ししたいと思います。

平成 12 年の春に勉学を終えて、都会よりふるさと駒ヶ根へ戻ってまいりました。上赤須にあります老人福祉施設でデイサービスの業務、送迎とか入浴介助、レクリエーションなどに携わり、また相談員、経理事務を通して人生の先輩方々とともに過ごしてきました。デイサービスの送迎車で見た中央アルプスの稜線や山肌にきらっと光る残雪、今でもあのときの感動は目に焼きついています。田舎は嫌、都会に行きたいと特段思っていたわけでもない私でしたが、ふるさとに戻って「ああ、いいところだなあ。」と実感しました。9 年間勤め、出産を機に退社、農業の道に入り 10 年になります。今は小学 4 年生になった息子と日々景色を眺め、整備された田畑を眺め、あのころを思い出しながら美しさに浸り、感動しています。この子が大人になってもこのいい田舎が残っていたらいいなあと切に願っています。

農業委員という役をいただき間もなく一年、まだ何のお役にも立てない私です。先日、地区の集まりで雑草イネについて学びました。少し背が高い、玄米にしたときに赤い実がまざっていると商品価値がなくなってしまう、触るとぼろっと落ちるとか、まだまだわからないことばかりです。農業のこと、土地のこと、学びながら、一つでもお役に立てればと思っています。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いてお願いします。〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

会 長

(堺澤 豊君)

それでは、これより平成 30 年 6 月 1 日付、告示第 3 号をもって招集した平成 30 年第 6 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 18 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

11 番 西村功委員より欠席の旨の届け出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において3番 酒井一義委員、4番 井口英昭委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)

それでは議案書の1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

合計2件でございます。

場所につきましては2ページの左側をごらんください。

3-1で表示した場所になります。

市場割区、XXXXXXXXXXの南東3筆4,679㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は、旧青年就農給付金の交付条件として交付後5年間内の借用土地を自己所有地にすることに対する所有権の移動を行い、引き続き農業経営を行う、譲渡人は、譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては2ページの右側をごらんください。

3-2で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの北東1筆761㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は当地周辺の農地を所有しており、農業の規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は、遠隔地に住んでおり農業に従事できる者がいないため要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上2件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

16番 (氣賀澤 道雄君)

1番の件ですけれども、備考欄にありますように旧青年就農給付金の交付条

件として交付後5年以内に借用土地を自己所有地にすることに対する所有権移動してありますように、給付金の交付条件に対応するための所有権の移転ということになります。それで、土地等の確認をしましたがけれども、問題ないと判断しております。

以上です。

5 番 (田村 進君)

2番ですけど、この■■■■さん、地図上の■■■■、この■■さんの娘さんであります。この方が今度結婚をするという形で、この中沢の近所に住みたいということで、実は、この田んぼのすぐ横の■■■■さん、この住宅を購入しまして農業をやっていききたいと、現在もこのところで農業をやっておるわけですけど、これについては、ここに掲げてあるとおり、問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

ちょっと事務局に確認だけど、2番の■■さんの職業が会社員になっているけれども、これ、会社員と農業という、農業をやっているんだよね。

5 番 (田村 進君)

現在、一緒に農業をやっているんだよ。

会 長 (堺澤 豊君)

やっているんだよね。

5 番 (田村 進君)

ええ。

会 長 (堺澤 豊君)

だから、会社員っていう書き方でいいのかどうかということですが。

5 番 (田村 進君)

ああ、ここのね。この■■■■、名前何ていったかな、■■■■、こういうあれのそういったことだと思うんだけどね。

主 任 (出口 大悟君)

そうしましたら、一応申請書のほうは会社員となっているんですけども、農業のほうもやっていたらということですので、議案書の会社員の下に括弧書きで農業と記載していただいたほうがよろしいかなと思いますので、訂正していただいてよろしいですか。

会 長 (堺澤 豊君)

よろしいですか。

16番 (氣賀澤 道雄君)  
兼業農家って書いてもらうのが一番わかりいいんだけどね。

17番 (小松 由喜一君)  
すみません。これ自分だけで農業をやっているんですか。旦那さんとかは。

5番 (田村 進君)  
これ第5条のほうでちょっと出てくるんですけど、現在は、地図上の■さん、そこに住まわれて一緒にやっていると、今度結婚するについて、住宅と田んぼを買って一緒に広げたいということですね。

会長 (堺澤 豊君)  
面積要件は当然申請出ているからクリアされていると思うんだけど、これ会社員っていうだけの書き方でいいかどうかっていうのはね、やっぱりどうかなどは思います。  
会社員の下に括弧書きで農業と入れてください。  
ほかに。——ございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、これを可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。  
続いて、  
議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)  
そうしましたら議案書3ページをお開きください。  
農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。  
1件でございます。  
場所につきましては4ページの左側をごらんください。  
4-1で表示した場所になります。  
小町屋区、■の東2筆1,033㎡になります。  
3ページにお戻りください。  
申請目的でございますが、共同住宅が1棟。



理由でございますが、申請人は、申請地を平成 27 年に夫から相続して維持管理をしておりましたが負担となっており、申請地の周辺は宅地化が進み耕作がしにくい状況となっております、また、後継者もいないため、将来的な経済面も考慮しアパート経営を計画し、共同住宅用地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、平成 30 年 4 月 24 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くに [REDACTED] と [REDACTED] ありということでございます。

以上 1 件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

20 番 (土屋 澄一君)

この案件につきましては、旦那さんがもう 10 年くらい前にお亡くなりになりまして、それで、この [REDACTED] さんひとりであるというような状況もございまして、周囲とか、その辺ももう宅地化が非常に進行しておりますので、やむを得ないなど、そんなことでございます。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 30 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)

そうしましたら議案書の 5 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

全部で12件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては7ページの左側をごらんください。

5-1で表示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の東1筆225㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が1棟。

理由でございますが、借受人は、現在借家住まいであり、親の所有する当地に住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は、農業の後継者もおらず規模を縮小したいので借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成30年4月24日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、近くに[REDACTED]ありということでございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては7ページ右側をごらんください。

5-2で表示した場所になります。

上穂町区、[REDACTED]の南西1筆1,790㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、共同住宅が1棟。

理由でございますが、譲受人は、土地を取得し共同住宅を建築して賃貸事業を行うため当地を取得したい、譲渡人は、住宅地の中で農業が難しくなってきたこと、高齢になり農業を縮小したいので譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番目となりますが、場所につきましては8ページの左側をごらんください。

5-3で表示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の北1筆289㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が1棟。

理由でございますが、借受人は、現在夫婦と子ども2人で借家住まいをしている、子どもも大きくなり手狭となってきたので住宅の建築を計画、両親も高齢となってきたおり、両親の住宅の近くにある当地を使用したい、貸付人は、子どもに住宅建築の計画があり、自宅の隣接土地で当地に住宅を建築する

ことに同意し、借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 30 年 4 月 24 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くに [REDACTED] と、 [REDACTED] ありということでございます。

続きまして 4 番となりますが、場所につきましては 8 ページの右側をごらんください。

5-4 で表示した場所になります。

上赤須区の [REDACTED] の南 1 筆 420 m<sup>2</sup>になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場、一時転用となります。

理由でございますが、借受人は、今年度、美女ヶ森大御食神社の当番区として秋の例大祭に向け区の集会所で準備を進めておりますが、参加者多数であり駐車場が不足しているため、臨時駐車場として当地を借り受けたい、貸付人は、期間限定であり、自己の耕作に支障がないため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域となっておりますが、一時的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっております。

続きまして 5 番となりますが、場所につきましては 9 ページの左側をごらんください。

5-5 で表示した場所になります。

市場割区、 [REDACTED] の西 1 筆 491 m<sup>2</sup>になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が 1 棟。

理由でございますが、借受人は、現在借家住まいであるが、親の所有する申請地で住宅を建築するため当地を使用したい、貸付人は、高齢で農業を縮小するとともに、子世帯が隣に居住していると安心するというもので借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 30 年 4 月 24 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 6 番となりますが、場所につきましては 9 ページの右側をごらんください。

5-6 で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の南西1筆330㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が1棟。

理由でございますが、譲受人は、借家住まいであり、住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は、高齢で農業を縮小したいので譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種、用途地域となります。

続きまして7番となりますが、場所につきましては10ページの左側をごらんください。

5-7で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の北西1筆132㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、通路、農機置き場、駐車場となります。

理由でございますが、譲受人は、所有する農地で自由に出入りできる通路がなく、出入り口を確保するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成30年4月24日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては2種で、近くに[REDACTED]あり、不許可の例外として非代替性で見えております。

議案書の6ページをごらんください。

続きまして8番となりますが、場所につきましては10ページの右側をごらんください。

5-8で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の南1筆15㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、通路。

理由でございますが、譲受人は、宅地へ入る通路が狭く、進入幅を確保するため当地を取得したい、譲渡人は、農業規模の縮小のため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成30年4月24日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては2種で、市街地近接ということ、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして9番となりますが、場所につきましては11ページの左側をごらん

んください。

5-9 で表示した場所になります。

下平区、XXXXXXXXXXの南西2筆 329 m<sup>2</sup>になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が1棟。

理由でございますが、借受人は、現在借家住まいであるが、祖父の所有する申請地に住宅を建築するため当地を使用したい、貸付人は、高齢で農業を縮小したいので借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成29年9月25日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして10番となりますが、場所につきましては11ページの右側をごらんください。

5-10 で表示した場所になります。

下平区、XXXXXXXXXXの東34筆 3万6,966 m<sup>2</sup>になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、工場用地造成。

理由でございますが、譲受人は、申請地である工業団地を製造業者等に分譲したく、申請地を工業用地に造成するため当地を使用したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成19年8月23日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として地域整備法で見えております。

続きまして11番となりますが、場所につきましては12ページの左側をごらんください。

5-11 で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの北東1筆 11 m<sup>2</sup>になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、通路。

理由でございますが、譲受人は、住宅から公道への通路が譲渡人の名義となっており、住宅からの出入り口として利用するため当地を取得したい、譲渡人は、これまでずっと公道だと認識しており、農地としての利用もしていなかったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としまし

ては2種、消極的2種、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして12番となりますが、場所につきましては12ページの右側をごらんください。

5-12で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの北西2筆2,446㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、仮資材置き場、一時転用となります。

理由でございますが、借受人は、自営線工事の施工道路に接して利便性がよく適当な面積を有する当地を借り受けたい、貸付人は、現在農作物を耕作していないため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に転用する場合は農地区域内でも転用できるということになっております。

以上12件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明を1番から順次お願いします。

7 番 (齊藤 庄一君)

1番です。備考欄に書いてあるとおり、別段問題はないと思います。

以上です。

13番 (宮澤 辰夫君)

2番ですけれども、この方は、この場所でもってリンゴをつくっていたわけですけれども、高齢化になってきた関係でもって、近くにアパートがたくさんできてしまって、消毒やなんかの農作業に支障が出てきたのと、あと高齢化でもって仕事ができないということと、それから、あと私が心配したのは、面積が広がったので雨が降ったときの雨水の処理がどうなるかなってということが心配だったんですけれども、土地の北側に雨水のための川がありまして、そこからへ水を出すということでもって、周りの人たちには迷惑がかかることはないっていう判断をしましたので、OKだと思います。

7 番 (齊藤 庄一君)

3番です。備考欄に書いてあるとおりなんですけど、ちょっとまだ私もわからないところがあるんですけど、事務局のほうで聞いておるかどうか、これは、住宅地が289㎡って書いてあるんですけど、このところは1枚の田んぼになっているんですけれども、これは何か分筆か何かする予定ですか。そこを私も確認してないんですけど……。

主 任 (出口 大悟君)

すみません。こちらのほうなんですけど、提出された書類によりまして分筆さ

れていることが確認できております。

7 番 (齊藤 庄一君)

ああ、そうですか。

主任 (出口 大悟君)

はい。

7 番 (齊藤 庄一君)

それでは問題ありません。備考欄に書いてあるとおりの形で、問題はないと思います。

3 番 (酒井 一義君)

4 番です。この土地でありますけれども、現在ほとんど耕作されていなくて、草も刈ったり刈らなかつたり自己保全みたいな感じになっている所あります。それに加えて3カ月の一時使用ということで、問題はないのかなあと思っています。

以上です。

16番 (氣賀澤 道雄君)

5 番です。息子さんが親の土地を活用して住宅を建てるという申請内容です。

それで、現地確認をしましたがけれども、場所等について書類と一致しておりますので、問題ないと思っております。

以上です。

20番 (土屋 澄一君)

6 番の■■■■さんですけれども、もう高齢で耕作がほとんどできないというような状況で、やむを得ないと、そういう判断でございます。

続いて7番ですけれども、■■■■さんですけれども、今まで通路として使っていた所が住宅が何軒もできて農地へ侵入できないということで、■■■さんの土地をお買いになって、そこから農地へ入りたいということでございます。

15番 (代田 和美君)

8 番です。現在このお宅、細い通路だけですので、そこを御近所の方から譲り受けて家へ直接入れるような道路をちょっと拡張したいという経過でした。お願いします。

17番 (小松 由喜一君)

9 番ですが、この■■■■さんのお孫さんが現在お嫁さんのほうへお世話になっているということで、実家の隣へうちを建てたいということで、下平へ若い人が来てくれるということで、問題はないと思います。

それから10番ですが、工場地の造成ということで、もともとここは工場用地的にとってあった場所なんですけど、工場が来なかったんで下平営農組合で土地を委託されて、そこで麦をつくったりいろいろしていた土地でございますけ

れども、このたびそういうお話が来まして、特に、ここへ工場等が来るということで、もとへ戻ったなということで、特に問題はないと思います。

5 番 (田村 進君)

11番、これ先ほどありました[ ]さん、この方は、住宅購入時に進入路が他人の土地だったということで、この備考欄に書いてあるとおり、問題ないと思います。

12番も引き続き、これ、大曾倉の太陽光発電、この事業に関連する道路の電線の埋設工事、これに伴う仮事務所、資材置き場ということで、一時転用ということでして、問題はないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

13番 (宮澤 辰夫君)

ちょっと一ついいですか。10番の下平の工場用地の件なんですけれども、これは、[ ]ってというのは、初めから農業を前提でもってつくったんだなっていうことは感じたんですが、名前の表現が農事組合法人ってというのは、営農組合で管理しておったところなんでしょう、これは。これは法人っていう表現の仕方はどういうことなんですか。

会 長 (堺澤 豊君)

小松委員さんわかりますか。

17番 (小松 由喜一君)

いや、これは、営農組合は市のほうから委託をされて管理しておったっていうだけで、この[ ]ってというのは、昔この土地を構造改善して、土地改をして、あそこへ出したときにたまたま精算人っていうことで中城さんっていうのがあるんだけど、本来は、もう市の管理の土地だったと思います。だから、法人っていうけど、もともとは市の土地のようなもんじゃないかと思えます。

会 長 (堺澤 豊君)

事務局、わかりますか。

主 査 (出口 大悟君)

こちらのほうに農事組合法人と記載させていただいたのは、一応登記されております登記簿の名称が農事組合法人ということで登記されておりましたので、そのままこちらのほうにも記入させていただきました。

会 長 (堺澤 豊君)

この[ ]は、今は法人としては存在しないんだけど、だから精算人っていう名義になってあれしておるんで……



- 1 3 番 (宮澤 辰夫君)  
農業生産法人じゃなかったんですか。もともとの[ ]ができたときより前に話をしたことがあるんだけど、みんな名義の土地なんだよね。それで[ ]、名義が 21 名。
- 1 7 番 (小松 由喜一君)  
そう。この土地はね、構造改善をして出されて、あそこへ最初は運動公園ができるとかね、プールができるとか、そういう話でとった土地なんだけど、市のお金もなかったせいだか何だかで、そういうものができなかったんで、悪い言葉で言えば市の塩漬けになっておった土地なんですね。それで、もうそういう土地だから、下平で何とかここを使っておってくれと……
- 1 3 番 (宮澤 辰夫君)  
管理してくれと。
- 1 7 番 (小松 由喜一君)  
管理してくれっていうことで……
- 1 3 番 (宮澤 辰夫君)  
委託されておった。
- 1 7 番 (小松 由喜一君)  
ずっと毎年、毎年、営農組合が更新をして、実質的にはほかの人が、ここにおられる[ ]さんがつくっておったんだけどね、麦やなんかを。だから、実質的には下平営農組合と市で契約を交わして、それで、そういうふうにやっていたところです。それで、精算人っていうことだから、この人も、もう全然関係なくなって、市の土地みたいなものなんです。
- 会 長 (堺澤 豊君)  
宮澤委員さん、よろしいですか。
- 1 3 番 (宮澤 辰夫君)  
はい。
- 会 長 (堺澤 豊君)  
ほかに。——ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、これを原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 32 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 （大野 秀悟君）

それでは議案書 13 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明をし、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日であります、平成 30 年 7 月 1 日の公告でございます。

期間終期別の細目につきましてはごらんをいただきまして、田んぼが 3,190 m<sup>2</sup>、畑が 2,990 m<sup>2</sup>、合計で 6,180 m<sup>2</sup>、貸し手が 4、借り手が 4 でございます。

(2) (3) 番の表につきましてはお目通しをいただきまして、14 ページに個別の詳細が載っております。

始期につきましてはすべて平成 30 年 7 月 1 日から、権利等の内容につきましては御確認ください。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 （堺澤 豊君）

地元委員さんの補足説明がございませんけれども、14 ページの貸借の表を地元委員さん確認をしておいてください。よろしいですか。

質問、意見、何かあればお出しをいただきたいと思えます。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 （堺澤 豊君）

なければ、議案第 32 号を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 （堺澤 豊君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 32 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて平成 30 年第 6 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3 時 5 5 分 閉会